指標 12.3.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.3.1 a) 食料損耗指数、及び b) 食料廃棄指数 ターゲット 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一

人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.3.1-1 事業系食品ロス量

定義及び根拠

○ 定義

事業系食品口ス量。

本来食べられるにも関わらず廃棄された食品(以下「食品ロス」という。)のうち、食品関連事業者(食品の製造業者、加工業者、卸売業者、小売業者及び飲食店業者その他食事の提供を伴う事業を実施する者)から排出された量。

この指標は、食品関連事業者から発生する食品廃棄物(有価物を含む。 以下同じ。)の量と、当該量に占める可食部の割合の積により計算される。 食品口スには、製造・加工・調理等の工程で副次的に発生した野菜の 皮・骨等の食品の不可食部分は含まれない。

〇 概念

「食品ロス」は、本来食べられるにも関わらず廃棄された食品の重量として表される。本重量は、一般的には、食品関連事業者が食品廃棄物を発生させた時点で測定・推計される。

「可食部の割合」は、食品関連事業者における食品廃棄物の可食部と不可食部の量を調査することにより算出される値である。

○ 根拠及び解釈

「小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄」及び「収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失」のうち、食品関連事業者における食品ロスの発生量に該当する。

なお、消費レベルにおける食料の廃棄のうち、家庭からの排出については、家庭系食品ロス量として計上されている。

データソース及び収集方法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)第9条第1項に基づく報告(以下「定期報告」という。)、統計調査「食品循環資源の再生利用等実態調査」及び任意調査「食品関連事業者における食品廃棄物の可食部・不可食部の量の把握等調査」による。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

事業系食品ロス量は以下の式により算出される。

 FL_h =は、当該年度における国内の事業系食品口ス量です。

 FW_{bm} = 当該年度における国内の食品製造業者から発生する食品廃棄物の量です。

 r_{epm} =食品製造業者から発生する食品廃棄物量等に占める可食部の比率です。

 FW_{bw} = 当該年度における国内の食品卸売業者から発生する食品廃棄物の量です。

 $r_{_epw}$ =食品卸売業者から発生する食品廃棄物量等に占める可食部の比率です。

 FW_{br} =当該年度における国内の食品小売業者から発生する食品廃棄物の量です。

 r_epr = 食品小売業者から発生する食品廃棄物量等に占める可食部の比率です。

 FW_{be} = 当該年度における国内の外食事業者から発生する食品廃棄物の量です。

 r_epe = 外食事業者から発生する食品廃棄物量等に占める可食部の比率です。

・なお、「食品廃棄物の量」について、食品廃棄物の発生量が年間100ト

ン以上の食品関連事業者については定期報告により把握し、食品廃棄物 の発生量が年間 100 トン未満の食品関連事業者については統計調査「食 品循環資源の再生利用等実態調査」により把握・推計している。

○ コメントと限界

食品廃棄物は、食品関連事業者の事業活動に伴い日常的に排出されており、その量を正確に測定することは困難であることから、食品廃棄物の量の把握にあたってはサンプル調査が含まれる。また、食品廃棄物の発生量が年間 100 トン未満の食品関連事業者の食品廃棄物の量については、毎年度、把握することが困難であるため、推計値を利用している。

また、可食部の比率については、複数年に一度、定期的に調査を行い、 当該年度における最新の調査結果を適用している。

データの詳細集計

なし

参考

農林水産省ホームページ「食品ロスとは」

(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html)

データ提供府省

農林水産省

関連政策府省

消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省

担当国際機関

国連食糧農業機関(FAO)、国連環境計画(UNEP)